

令和7年4月28日

横浜市南区長 高澤 和義 様

横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会

委員長 八森 淳

横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会の選定結果
について（報告）

標記について、横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱
第10条に基づき、別紙のとおり、報告します。

【添付資料】

横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会選定結果報告書

横浜市南区福祉保健活動拠点

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和7年4月

1 経緯

横浜市南区福祉保健活動拠点の次期指定管理者の選定にあたり、横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請者から提出された申請書類及び面接審査等を受けて審議を行いました。

このたび、審議が終了し、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定いたしましたので、次のとおり選定結果を報告します。

2 選定対象施設

(1) 横浜市南区福祉保健活動拠点

3 選定委員会委員

委員長 八森 淳（株式会社メディコラボ研究所代表取締役）

委員 平戸 善久（南区連合町内会長連絡協議会 監事）

山本 裕子（南永田山王台地区民生委員児童委員協議会会长）

光永 美代子（南区主任児童委員連絡会副代表）

佐々木 哲夫（税理士・税理士法人 TOS 佐々木会計 代表理事）

4 指定候補者選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴人：0人）	令和6年12月6日（金）
申請要項の配付（ウェブページにて公表）	令和6年12月9日（月）から 令和7年2月10日（月）まで
申請団体向け説明会 ※申込は、令和6年12月20日（金）まで	令和6年12月25日（水）
申請要項に関する質問受付（0問）	令和7年1月14日（火）から 令和7年1月20日（月）まで
申請書類の受付期間	令和7年2月3日（月）から 令和7年2月10日（月）まで
◆第2回選定委員会（傍聴人：0人）	令和7年4月9日（水）

（◆は選定委員会）

5 選定にあたっての考え方

選定委員会では、あらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、申請者から提出された申請書類及び面接審査等を行い、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、申請書類の内容審査及び公開の面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行いました。

評価は、各選定委員が 240 点満点で採点した上で、その合計点を選定委員会の点数とし、指定候補

者を選定しました。なお、本市重要施策を踏まえた取組を行っている場合は加点できることとし、さらに既存の指定管理者の実績評価として各選定委員が加減 10 点をもって評価に加えることができることしました。

申請団体の得点が選定委員会の定める基準に満たないときは、指定候補者として選定されないこととしました。なお最低制限基準は第 2 回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととし、今回は出席委員が 4 名のため、最大点数 880 点の 60% である 528 点としました。

＜最低制限基準＞

最低制限基準は、評価項目 7 及び 8 を除く評価基準項目の合計点（満点 220 点）に、第 2 回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の 60% とする。

＜表＞評価基準項目

項目	評価の視点（例）	配点
1 運営ビジョン		
(1) 地域における福祉保健活動拠点の役割	・区の施策を十分に理解したうえで、福祉保健活動拠点の指定管理者として行うべき取組が具体的に考えられているか。	10
(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組	・地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、福祉保健活動拠点として課題解決のために行う取組は具体的であるか。	10
(3) 合築施設との連携について	・同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法は具体的であるか。	10
2 団体の状況		
(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等	・団体の理念、基本方針及び事業実績等が拠点の設置目的等と合致し、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	10
(2) 財務状況	・団体の財務状況が健全であり、安定した経営ができる基盤があるか。	10
3 職員配置・育成		
(1) 職員の確保及び配置	・十分な職員が確保されており、常に円滑な業務を実施できる体制がとれるか。また、地域福祉保健活動等の経験がある職員を配置することを意識し、実現性が高いか。	10
(2) 育成・研修	・福祉保健活動拠点の機能を発揮するための人材育成及び研修計画は、効果的・具体的な内容になっているか。	10
4 施設の管理運営		

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画が立てられているか。	10
(2) 事件事故等防止体制、緊急時の対応	・事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急の対応、連絡体制などに具体性があり適切か。	10
(3) 防災等に対する取組	・震災や風水害等の防災への取組や、感染症の発生・まん延に備えるための取組が具体的な内容になっているか。	10
(4) 公正・中立性の確保	・公の施設として、市民及び団体等に対して、公正・中立な対応を図るための取組が示されているか。	10
(5) 利用者のニーズ、要望及び苦情への対応	・利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法が具体的な内容になっているか。	5
(6) 個人情報保護、情報公開、人権尊重の取組	・個人情報保護の取組が具体的な内容になっているか。情報公開への取組が適切であるか。 ・人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組となっているか。	5
(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要な施策を踏まえた取組	・横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等、横浜市の重要な施策を踏まえた取組になっているか。	5

5 事業

(1) 施設の提供		
ア 利用団体との関係性の構築・支援	・利用団体の情報を把握し、支援するための取組が具体的であるか。	10
イ 施設の利用促進	・施設稼働率の数値目標を立て、ボランティア等の育成支援を踏まえた利用促進の方針があり、実行性及び実現性を伴う計画となっているか。	10
(2) ボランティアに関する事業		
ア ボランティアに関する情報収集、分析及び計画立案	・ボランティアに関する情報収集及び分析の方法が具体的であるか。 ・分析結果に基づいて、事業の計画立案を行う方針が具体的に立てられているか。	10
イ ボランティアに関する広報及び情報提供	・ボランティアに関する情報を、ボランティア活動者、利用者及び地域住民等に提供する方法は具体的であるか。	10
ウ ボランティアに関する相談・紹介	・ボランティアに関する相談・紹介の方法及びボランティアコーディネートを推進するための具体的な計画が立てられているか。	10

	<p>エ ボランティアの育成・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの発掘・育成のための計画が具体的であるか。 ・ボランティア団体及び活動者への支援策が具体的な内容となっているか。 	10
<p>(3) 他の関連組織とのネットワーク</p>			
	<p>ア 関係機関及び地域団体との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び地域団体の情報を十分に把握しており、連携に対する方針が明確であるか。 	10
	<p>イ 区行政との協働</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区の方針等を十分に把握したうえで連携する具体的な考えがあるか。また、福祉保健活動拠点の役割を理解し、区と協働して取り組む計画となっているか。（区地域福祉保健計画、区運営方針、区事業等） 	10
<p>6 収支計画及び指定管理料</p>			
	<p>(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 ・利用者サービスのための経費への配分等、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。 	10
	<p>(2) 運営費の効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費等を低額に抑える工夫がされているか。 	5
<p>7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況</p>			
	<p>(1) 障害者雇用率が法定雇用率を超える団体</p>		4
	<p>(2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 	2
		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 	2
		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定 	2
	<p>8 前期の指定管理業務の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前期の指定期間における福祉保健活動拠点事業の実績が優れているか。 	-10 ～10
	<p>合 計</p>		240

6 申請者の制限の確認

指定管理者申請要項に定める申請条件等について、申請者が資格を有し、欠格事項に該当しないことを確認しました。

(1) 申請者の資格

社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、申請することができません。

- ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
 - イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの
 - ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
 - エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること。
 - オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
 - カ 選定委員が、申請しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
 - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ※本項目については、申請団体から提出された「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行いました。
- ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

(3) 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ア 申請要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

7 申請団体

社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会

8 選定結果

選定委員会において厳正な審議を行った結果、申請団体である、社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会を指定候補者と決定しました。

指定候補者の得点は、別添の指定管理者評価基準項目別評価結果を参照してください。

9 審査講評

申請団体は、社会福祉協議会としての活動を基にしながら、区内の各種団体とのつながりを形成しており、団体をつなぐ場所として福祉保健活動拠点をうまく機能させることができていると感じる。ボランティアの担い手不足という課題に対し、様々な方法で地域とのネットワークを地道に繋いでいることは評価できる点であり、これからも期待したい。今後、様々な団体との繋がりの中で、社会的・福祉的ニーズを把握・評価しながら、新たな取組の積極的展開や、事業の再構築等にも取り組んで行ってほしい。

10 添付資料

指定管理者評価基準項目別評価結果